

事務連絡
令和3年9月29日

各都道府県
人事担当課、市町村担当課、区政課 } 御中
各指定都市 人事担当課

総務省自治行政局公務員部
公務員課
女性活躍・人材活用推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の
取組について

新型コロナウイルス感染症対策に係る出勤回避等の取組については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組について」（令和3年7月30日付け総行公第76号・総行女第37号）で通知したとおりですが、令和3年9月28日付けで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項が規定するまん延防止等重点措置及び同法第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってそれぞれの措置を終了することとなりましたので、変更後の基本的対処方針（別添1）を送付します。

また、これに関連して、令和3年9月28日付けで、内閣官房内閣人事局から各府省に対して発出された「緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について（依頼）」（別添2）も併せて送付します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨を周知いただくとともに、引き続き適切な対応をお願いいたします。なお、今後、感染状況等に応じた基本的対処方針の変更があった際も、当該変更後の方針に基づき、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課：渡邊、谷口

電話：03-5253-5542（直通）

女性活躍・人材活用推進室：川瀬、宮成

電話：03-5253-5546（直通）